

[別 紙]

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人権三会

- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地

岐阜県高山市丹生川町町方 88 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 26 年 7 月 18 日

(4) 設立登記年月日 平成 26 年 8 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	土川 権三郎	丹生川診療所 管理者
理 事	土川 澄子	
同	土川 慎三郎	
監 事	瓜巣 洋輔	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。  
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)  
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	丹生川診療所	2112701970	岐阜県高山市丹生川町 町方 88 番地	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、  
その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれ  
ぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載する  
こと。

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年9月22日	令和4年度決算の決定
令和6年2月2日	理事の報酬額改定の承認
令和6年3月25日	本社団の解散の承認、解散認可申請の承認、清算人選任の承認、 残余財産処分の承認
令和6年4月1日	理事の報酬額改定の承認

## 様式 26-3

法人名 医療法人 権三会

※医療法人整理番号 0 0 7 3 8

所在地 岐阜県高山市丹生川町町方88番地

## 財産目録

(令和6年7月31日現在)

1. 資産額	4,348 千円
2. 負債額	12,204 千円
3. 純資産額	△ 7,855 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	4,105
B 固定資産	243
C 資産合計 (A+B)	4,348
D 負債合計	12,204
E 純資産 (C-D)	△ 7,855

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

## 様式26-1-2（新法：診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人 権三会

※医療法人整理番号 0 0 7 3 8

所在地 岐阜県高山市丹生川町町方88番地

## 貸 借 対 照 表

(令和6年7月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	4,105	I 流動負債	978
II 固定資産	243	II 固定負債	11,225
1 有形固定資産	243	負債合計	12,204
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	0	科 目	金 額
		I 出資金	20,964
		II 積立金	△ 28,820
		1 代替基金	0
		2 その他利益剰余金	△ 28,820
		III 評価・換算差額等	0
		IV 基 金	0
		純資産合計	△ 7,855
資産合計	4,348	負債・純資産合計	4,348

## 様式26-2-2(診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人 権三会

※医療法人整理番号 0 0 7 3 8

所在地 岐阜県高山市丹生川町町方88番地

損 益 計 算 書  
(自令和5年8月1日 至令和6年7月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	45,822
2 事業費用	70,952
本来業務事業損失	25,130
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	25,130
II 事業外収益	2,456
III 事業外費用	0
経常損失	22,674
IV 特別利益	190
V 特別損失	2,964
税引前当期純損失	25,448
法 人 税 等	72
当 期 純 損 失	25,520

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

## 監事監査報告書

医療法人権三会

理事長 土川 権三郎 殿

私（注1）は、医療法人権三会の令和5会計年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年9月23日

医療法人権三会

監事 瓜巣 洋輔

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。